

入契法適正化指針 改正骨子案 説明資料

(公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針)

適正化指針とは

入契法^(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請、勧告等^(※2) (※1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (※2)勧告等はR6品確法等改正法で追加

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子案

: 適正化指針独自の記載事項 「〇〇法第〇条関係」: 改正後の関連条項番号

1. 入契法・建設業法改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、第26条関係 入契法第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(誠実な契約変更協議の実施等)
- ・発注関係事務におけるICT活用(ICT活用による施工体制確認等)
- ・入札契約の適正化を図るための発注体制整備(項目建ての追加)
- ・公共工事の現場管理におけるICT活用の推進(CCUS活用等)
- ・配置予定技術者の専任・兼任状況の確認
- ・発注者に対する要請、勧告等

2. 品確法改正への対応

(品確法第7条、第30条等関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}(スライド条項の適切な運用等)
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}(電子契約、書類電子化等)
- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化(適正積算、復旧・復興JV活用等)

3. 昨今の課題への対応

- ・入札契約に係る情報公表の原則インターネット化
 - ・ピークカット(繁忙期の解消)による平準化の推進
 - ・時間外労働規制に対応可能な工期設定※
 - ・工期設定における猛暑日の考慮※
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備(快適トイレ等)
- (※令和6年3月「工期に関する基準」の改定)

現行適正化指針（令和4年5月20日閣議決定）

改正事項

 : 適正化指針独自の記載事項

第1. 適正化指針の基本的考え方

第2. 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関する
こと
- (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者
等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

・入札契約に係る**情報公表の原則インターネット化**

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

- (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関する
こと
- (2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関する
こと

・地域の実情を踏まえた**適切な入札参加条件・規模**の設定等
・災害対応力強化（復旧・復興JV活用等）

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

- (1) 談合情報等への適切な対応に関する
こと
- (2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関する
こと
- (3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関する
こと
- (4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関する
こと
- (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関する
こと

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

- (1) 適正な予定価格の設定に関する
こと
- (2) 入札金額の内訳書の提出に関する
こと
- (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関する
こと
- (4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保に関する
こと
- (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関する
こと

・**週休2日工事の推進**（予定価格の適正設定等）
・災害対応力強化^{〔再掲〕}（**適正積算**等）

現行適正化指針（令和4年5月20日閣議決定）

改正事項

 : 適正化指針独自の記載事項

第2. 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

- (1) 公共工事の施工に必要な工期の確保を図るための方策に関すること
- (2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること
- (3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること
- (4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること
- (5) 施工体制の把握の徹底等に関すること
- (6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

- (1) 不良・不適格業者の排除に関すること
- (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること
- (3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関すること
- (4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

- ・週休2日工事の推進^{【再掲】}（工期の適正設定等）
- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定
- ・工期設定における猛暑日の考慮
- ・ピークカット（繁忙期の解消）による平準化の推進
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備
（誠実な契約変更協議の実施・スライド条項の適切な運用等）
- ・発注関係事務におけるICT活用（ICT活用による施工体制確認等）
- ・公共工事の現場管理におけるICT活用の推進（CCUS活用等）
- ・配置予定技術者の専任・兼任状況の確認

- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}（電子契約、書類電子化等）

- ・入札契約の適正化を図るための発注体制整備（項目建ての追加）

第3. 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

- 1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮
- 2 その他

- ・発注者に対する要請、勧告等
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備（快適トイレ等）